

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	6	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	山林所得に係る森林計画特別控除の延長		
要望内容（概要）	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 森林経営計画は、森林所有者等が自発的に作成する5年間の伐採や造林等の具体的な計画であり、市町村長等の認定を受けることができる制度である。 ・特例措置の内容 個人が有する森林につき森林経営計画に基づいて山林を伐採又は譲渡した場合、所得の金額の計算上、その収入金額から伐採・搬出等の必要経費を控除した残額の20%に相当する金額（収入金額が2,000万円を超える場合は、その超える部分の金額については10%に相当する金額）又は収入金額の50%に相当する金額から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を森林計画特別控除として収入金額から差し引くことができる。 ・要望の内容 山林所得に係る森林計画特別控除の2年延長 		
〔関係条文〕	〔措法30条の2、地方税法32条第1項、313条第1項〕		
減収見込額	[初年度] ー (▲136)	[平年度] ー (▲141)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的 森林経営計画の策定により、計画的かつ合理的な森林の整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能の十全な発揮を図る。 我が国の人工林資源が本格的な利用期を迎える中、効率的かつ安定的な森林経営に向けて、森林所有者による森林経営計画の作成を推進し、これに基づく低コストで効率的かつ持続的な施業の実施の定着を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国の森林の所有は小規模・分散的で、個々の森林所有者が単独で効率的な施業を実施することが困難である場合が多く、こうした森林所有者をとりまとめ、森林を面的にまとめて持続的な経営を確保し、森林の有する多面的機能の発揮を図っていくため、森林経営計画の策定を推進する必要がある。 一方、森林経営計画の認定に当たっては、適正な伐採、伐採後の造林や間伐などの施業の実施基準に従っていることが求められるため、伐採量及び伐採時期等が制約され、森林所有者は不利益を被ることとなる。 また、森林吸収量の増大に向け、2050カーボンニュートラルに向けたグリーン成長戦略やみどりの食料システム戦略等において、再生林の推進に向けて各般の取り組みを行うこととしており、森林法施行規則の改正により、令和4年4月から「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定し、森林経営計画の認定要件に特定区域内における再生林を義務付けた。 このように、再生林の促進にも森林経営計画制度が大きく貢献していくところであり、森林経営計画の作成にインセンティブを与え、計画に従った伐採や伐採後の更新を図る上で、森林計画特別控除の必要性はより高まっている。 なお、森林経営計画が作成された森林は、農林水産省の政策目標の1つである「森林の経営管理の集積等」において、「私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積」にカウントしている。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展</p> <p>《政策分野》 森林の有する多面的機能の発揮</p>																									
	政策の達成目標	私有人工林の5割（310万ha）を令和10年度までに集積・集約化する。																									
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和7年1月1日～令和8年12月31日																									
	同上の期間中の達成目標	私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合 令和8年度 92%																									
政策目標の達成状況	年度ごとの目標値（%）																										
	区分		H27年度 (基準値)	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度																
私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合	計画	71	76	78	79	81	84	86	89	92																	
	実績		78	79	82																						
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R4年度 (見込)</th> <th>R5年度 (見込)</th> <th>R6年度 (見込)</th> <th>R7年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (件)</td> <td>1,975</td> <td>2,030</td> <td>2,093</td> <td>2,164</td> </tr> <tr> <td>減税額 (百万円)</td> <td>129</td> <td>132</td> <td>136</td> <td>141</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値は、森林計画特別控除に係る立木の伐採（譲渡）証明申請実績等から推計</p>											区分	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	適用件数 (件)	1,975	2,030	2,093	2,164	減税額 (百万円)	129	132	136	141
	区分	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)																						
	適用件数 (件)	1,975	2,030	2,093	2,164																						
減税額 (百万円)	129	132	136	141																							
要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	適用件数は年間1千件を超え、対象者は全国の森林所有者となっており、本特例措置により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促進されている。																										
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし																									
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																									
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	なし																									
	要望の措置の妥当性	<p>人工林が本格的な利用期を迎えており、森林資源の適切な利用の推進が重要となっており、主伐に対する唯一の政策手段である本特例措置により、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全を推進し、森林の有する多面的機能の発揮が図られる。</p> <p>また、個人の森林所有者を対象に幅広く全国的に適用されており、政策目的を実現する上で有効な手段である。</p>																									

税負担軽減措置等の適用実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> <th>R元年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数 (件)</td> <td>1,674</td> <td>1,726</td> <td>2,109</td> <td>1,941 (1,836)</td> <td>1,875 (1,882)</td> </tr> <tr> <td>減税見込額 (百万円)</td> <td>106</td> <td>116</td> <td>117</td> <td>115 (118)</td> <td>151 (121)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	適用件数 (件)	1,674	1,726	2,109	1,941 (1,836)	1,875 (1,882)	減税見込額 (百万円)	106	116	117	115 (118)	151 (121)
	区分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度													
適用件数 (件)	1,674	1,726	2,109	1,941 (1,836)	1,875 (1,882)														
減税見込額 (百万円)	106	116	117	115 (118)	151 (121)														
	<p>※数値は、森林計画特別控除に係る立木の伐採（譲渡）証明申請実績等から推計 括弧内の数値は、前回要望の見込み。</p>																		
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-																		
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置により、立木の販売にかかる森林所有者負担を軽減させ、森林経営計画の作成と継続を促進するとともに、計画的な森林施業の確保に向けたインセンティブを与えることで、適切かつ合理的な森林整備及び保全が推進され、森林の有する多面的機能の発揮が期待される。																		
前回要望時の達成目標	私有人工林における集積・集約化の目標面積に対する割合の向上																		
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	令和10年度100%の目標に対して、令和3年度現在82%となっている状況(令和3年度時点の目標に対する割合の計画値は79%であり、達成度合は130%となっている)。																		
これまでの要望経緯	昭和42年 制度創設（時限措置：2年又は3年毎に延長） 平成26年度税制改正にて見直し後の森林経営計画への継続措置 平成27年度税制改正にて3年延長及び控除率の見直し 平成29年度税制改正にて森林経営計画の認定基準見直しに伴う措置 平成30年度税制改正にて2年延長 令和2年度税制改正にて2年延長 令和4年度税制改正にて2年延長																		